

四国中央市景観計画の概要

はじめに

四国中央市では、「景観法」の仕組みを活用し、積極的に景観づくりに取り組んでいくために、平成17年10月に景観法に基づく景観行政団体となっています。この度、これまでの取り組み等を継承しつつ、さらなる景観行政の強化を図るため景観法に基づく「四国中央市景観計画」を策定しました。

景観計画は、景観行政団体が良好な景観の形成を図るために定める基本的な計画であり、良好な景観の形成に関する方針や具体的な取組について示すものです。

四国中央市の景観特性

○自然の景観

（市街地の背後に広がる山々）

本市の南部には赤星山をはじめとした山々から連なる法皇山脈が広がり、市街地の背景となる豊かな緑を形成しています。

（山々や市街地を縫って流れる河川）

山々や市街地を縫って流れる金生川や関川、馬立川などの河川は古くから市民の生活を支えるとともに、文化を育んでいます。



土居三山



金生川

○歴史・文化の景観

（まつりや伝統文化の景観）

本市の各地では、太鼓台や鐘踊りなどの長い歴史の中で育まれてきた祭事などが継承されており、本市の歴史や文化を今に伝えています。

（歴史・文化を物語る文化財）

国指定である宇摩向山古墳や真鍋家住宅など、往時の名残をとどめる文化財が残されており、本市の歴史・文化を物語っています。



太鼓台



宇摩向山古墳

○生活の景観

（活力を象徴する製紙工場群）

本市の臨海部には、基幹産業となる製紙業の工場群が立地しており、その煙突や煙などは本市の活力を象徴しています。

（歴史や技術を伝承する教育文化施設）

本市の歴史・文化を伝える博物館施設や、基幹産業である製紙業についての技術や歴史を伝承する産業文化展示施設などの、教育文化施設が整備されています。



製紙工場と煙突



紙のまち資料館

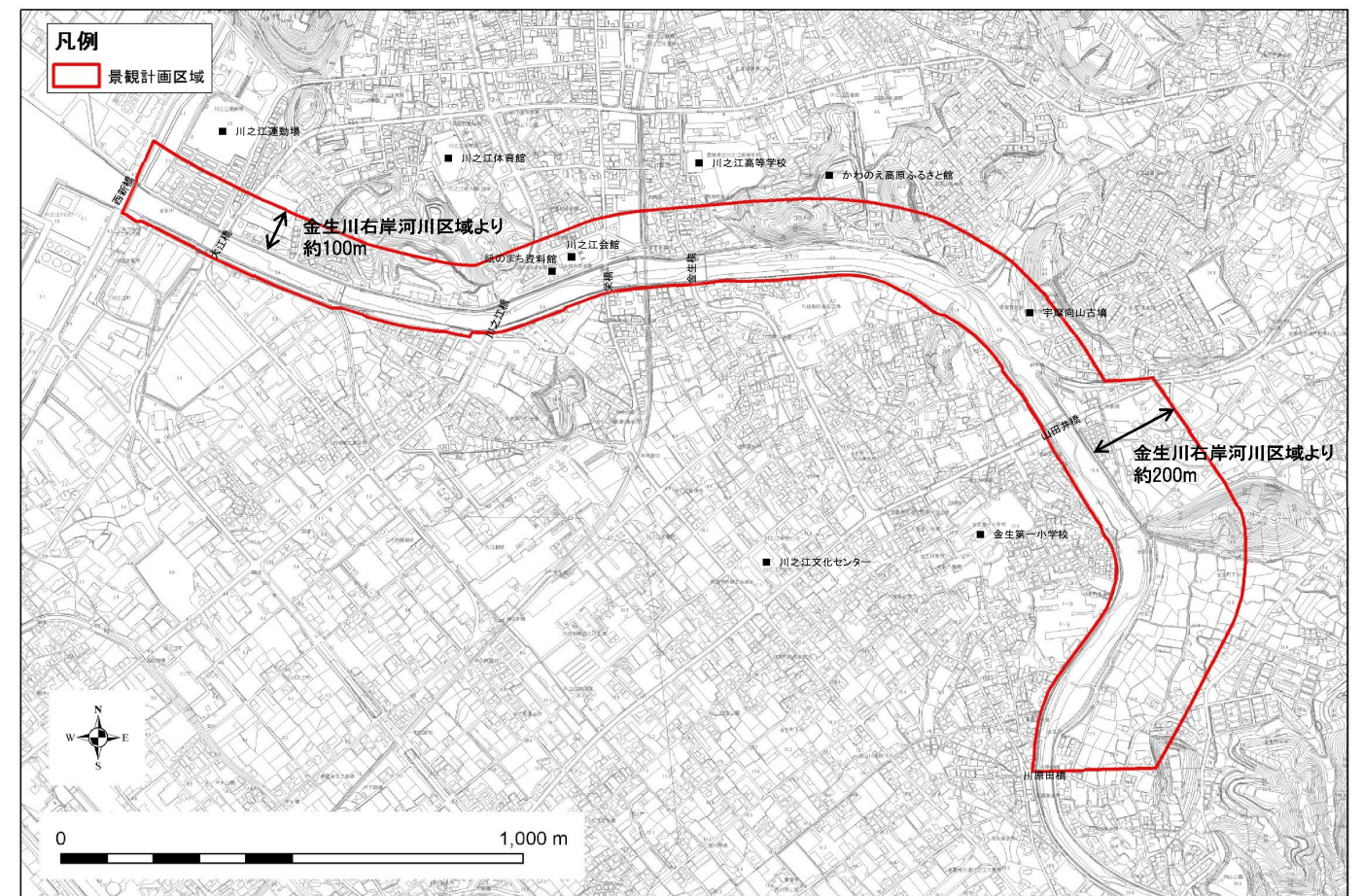
景観計画の区域と良好な景観の形成に関する方針

○景観計画区域

本市は行政区域が広範であり、景観に対する市民の熟度が必ずしも高いとは言えない状況です。そのため、一部の区域を限定して景観計画区域を設定し、先導的な景観づくりに取組むことで、市民の意識高揚等につなげていくことが重要と考えます。

本市におけるまちづくりの動向や地域住民・ボランティア等による活動状況、アンケート調査による市民意向や良好な景観形成に向けた課題等を勘案のうえ、先導的に景観づくりに取組むことで市民の目に触れ、効果の発現が最も期待される「金生川周辺」を景観計画区域に設定します。

本計画では、金生川周辺地区を景観計画区域とします



まちづくりの動向



地域活動の状況

住民意向

金生川周辺を選定

先導的事例として全市域への波及効果

○良好な景観形成に向けた基本理念

景観は、まちを視覚的・感覚的に印象付ける上で重要な要素であり、市民の地域に対する愛着を高めるとともに、来訪者等の市のイメージ形成に大きな影響を与えるものであると言えます。

良好な景観は、地域の自然、歴史・文化、そこで行われる生活が調和して生み出されるものであり、市民・事業者・行政の協働により、効果的・効率的な景観形成に向けた取組を進めることが重要です。そのため、景観計画区域における良好な景観形成に取り組むための共通認識として、また、本市の景観形成における先導的な取組みとして、景観形成に向けた基本理念を以下のように定めます。

四国のまんなか 笑顔ひろがる景観まちづくり

○良好な景観の形成に向けた基本方針

基本方針1 美しい河川景観を保全し、親しみのある水辺景観の魅力を高める

本景観計画区域の骨格となる金生川の美しい景観を守るため、水質保全や河川敷の美化等に取り組み、豊かな河川景観を保全します。

また、市街地の中の豊かな自然であり、市民からも親しみのある河川という特性を踏まえ、金生川小山公園や堤防沿いの桜並木等、気軽に楽しめる水辺景観としての魅力を高めていきます。

基本方針2 核となる景観資源を磨き、地域の景観イメージを高める

本景観計画区域は、宇摩向山古墳をはじめとした本市の代表する景観資源を有していることから個々の魅力ある景観資源の保全・活用を図り、地域のイメージ向上等につなげていきます。

基本方針3 自然や歴史・文化等と調和した町並み景観の形成を促す

建築物や工作物等については、周囲の自然や歴史・文化等と調和した形態・意匠・色彩等の採用を促すなど、地域住民の理解と協力を得ながら、落ち着きがあり、まとまりのある景観まちづくりをめざしていきます。

特に、整備が進められている国道11号川之江三島バイパスについては、全市的なにぎわいの軸としての役割が期待される中で、周辺の自然や歴史・文化等との調和に配慮した空間形成を促していきます。

基本方針4 景観の多様な楽しみ方を提供する

本景観計画区域は、金生川の美しい水の流れや堤防沿いの桜並木をはじめとした視対象（見る対象）、市街地や金生川等を望むことができる八将神山の山頂等の視点場を有しており、見る対象として、また、見る場所としての魅力を高めていきます。

また、それぞれの景観資源の魅力の向上とあわせて、有機的な結びつきを高めることで、散策や周遊等を楽しめる空間の形成等をめざしていきます。

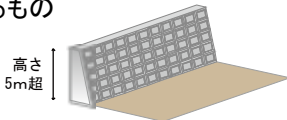
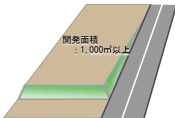
基本方針5 景観づくりから「人づくり」、「まちづくり」に広げる

金生川小山公園における地域住民の清掃活動や子どもたちによるアユの放流など、金生川を舞台として、市民が主体となった様々な活動が展開されています。これらの活動の更なる展開を促すための条件整備等に取り組み、景観づくりから、人づくり、まちづくりに広がっていきます。

良好な景観形成に向けた取組み

○良好な景観形成のための行為の制限

景観計画区域内における一定規模以上の大規模な行為を「届出の必要な行為」と定めるとともに、それぞれの行為ごとに景観特性に配慮した「景観形成基準」を示し、景観法に基づく届出・勧告等のもと、良好な景観形成を図っていくものとします。

行為の種別			対象となる規制等
建築物	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(以下、「建築物の建築等」と言う。)		・延べ床面積が200㎡以上 
	工作物	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	・煙突、鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱など ・装飾塔、記念塔など ・高架水槽、物見塔など ・飼料、肥料、石油、ガスなどを貯蔵する施設 ・その他これらに類するもの
		・擁壁、垣、さく、塀 ・その他これらに類するもの	・高さが5mを超えるもの 
		・電気供給又は電気通信のための施設	・高さが15mを超えるもの
開発行為	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(以下、「開発行為」と言う。)		・面積が1,000㎡以上 

※景観形成基準については、四国中央市景観計画にてご確認ください。

○景観重要建築物及び景観重要樹木の指定の方針

外観の優れた建築物や樹木がある場合には、所有者の意向を把握しながら、景観重要建築物又は景観重要樹木としての指定を検討し、その適切な保全・管理を行います。

○屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限

愛媛県屋外広告物条例に基づき、良好な景観形成や安全の確保に努めるとともに、本市独自の制限地域、禁止地域の指定、許可基準など、地域の特性に応じた規制・誘導を検討していきます。

○景観重要公共施設の整備等に関する方針

金生川を景観重要河川として位置付け、景観に配慮した整備や占用の許可基準の方針を定めます。

景観形成の推進に向けて

○景観形成の推進主体とその役割

景観づくりは、市民・事業者・行政の協働による取組が不可欠であり、責任と役割分担を認識しながら進めていくことが重要です。

○全市での景観計画の検討

必要に応じて景観計画区域の見直し等を進めていきます。

また、本景観計画区域の取組を踏まえ、全市的な景観形成の取組につなげていきます。